ハ　低引火点燃料船の推進に関するシステム
ニ　低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法
ホ　低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質
ヘ　災害防止対策及び海上汚染防止対策
ト　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二　前号に掲げる科目にあつては、第十四号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　法第百十七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　第七十七条の六の二十六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十号表第一号1(3)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であつて、登録低引火点燃料船学科講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

③　第十号表第一号1(3)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号
二　登録低引火点燃料船学科講習を行う者（以下「登録低引火点燃料船学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三　登録低引火点燃料船学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四　登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

（登録の更新）

第七十七条の六の二十四　第十号表第一号1(3)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。　（新設）

②　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録学科講習事務の実施に係る義務）

第七十七条の六の二十五　登録低引火点燃料船学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の二十三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録低引火点燃料船学科講習事務を行わなければならない。　（新設）

一　講習は、講義により行われるものであること。
二　講習は、第七十七条の六の二十三第一項第一号イからトまでに掲げる科目ごとに、それぞれ一時間以上行うこと。
三　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の二十三第一項第二号に該当する者に行わせること。

（準用）

第七十七条の六の二十六　第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録低引火点燃料船学科講習実施機関及び登録低引火点燃料船学科講習事務について準用する。　（新設）